

令和7年11月21日
16:00～
Teams

庁 議 事 項

① 令和7年12月定例会付議予定議案

【企画財政部】

令和7年12月定例会付議予定議案

招 集 日

令和7年12月1日(月)

議 案

49件

〔 予算(5)、条例(7)、工事請負契約の締結(2)、訴えの提起(2)、
事件議決(33) 〕

【主な内容】

- ・ 令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)
- ・ 令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第3号)
- ・ 埼玉県カスタマーハラスメント防止条例

報 告

3件

〔 専決処分報告(2)、環境の状況に関する年次報告(1) 〕

一般会計補正予算(第4号)

一般会計	歳入歳出予算	△24億 764万 1千円
	(補正後累計	2兆2,466億3,328万6千円)
	債務負担行為	限度額 355億 788万円
	繰越明許費	170億1,284万1千円

主要内容

○公共事業等の施工時期の平準化・適正工期の確保

〔債務負担行為の設定	限度額 323億 87万4千円
繰越明許費の設定	170億1,284万1千円

○屋内50m水泳場の整備

〔債務負担行為の設定	限度額 32億 700万6千円
------------	-----------------

○家畜保健衛生所再編整備に係る継続費の延長

△12億2,254万1千円

〔継続費期間の延長 令和6年度から令和7年度 → 令和6年度から令和8年度〕

下水道管の破損及び道路陥没への対応

合計 83億9,100万円

復旧に向けた工事の実施等

令和8年4月の暫定2車線での県道供用開始に向け、
県道仮復旧、仮設物撤去、チュウ4マンホール復旧工事を
実施する

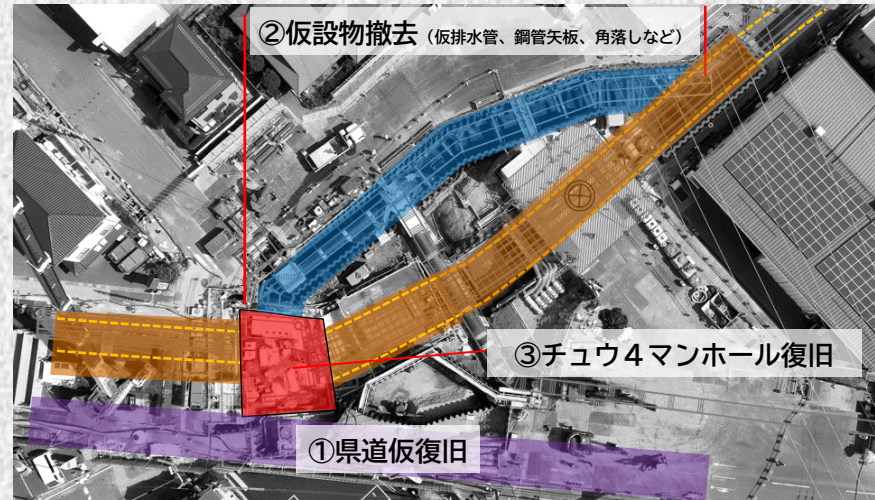
【補正予算の内容】

（1）復旧に向けた工事等 81億8,000万円

- 県道仮復旧（右図①）
- 仮設物撤去（右図②）
- チュウ4マンホール復旧（右図③）等

（2）インフラ施設に係る補償等 2億1,100万円

- 土木的措置等に際して支障となるインフラ施設の撤去、
サービス継続に要した仮施設等の費用



	令和7年度							令和8年度				
	～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月～
県道仮復旧	測量・設計、支障物撤去等				県道仮復旧 ①			供用（暫定二車線）				
破損管の復旧	ガラ撤去、 地盤改良等		新管敷設、管更生			供用（汚水の流下）						
								仮設物撤去 チュウ4マンホール復旧		② ③		

埼玉県カスタマーハラスメント防止条例

条例制定の目的

改正労働施策総合推進法等ではカバーしていない個人事業主やボランティアなどを含めて幅広く働く人をカスタマーハラスメントから守ることにより、誰もが安心して働くことができる就業環境を整備し、事業者が安定した事業活動を継続できる環境を構築するとともに、顧客等の豊かな消費生活・公正な取引を促進する。



基本理念

- ・社会全体でカスタマーハラスメントの防止を図ること
- ・何人もカスタマーハラスメントを行ってはならないこと 等

※改正法と比べた県独自部分

定義

※改正法と比べた県独自部分

用語	定義・主な対象
カスタマーハラスメント	以下の3つの要件がそろったもの ①顧客等の言動、②社会通念上許容される範囲を超えたもの、③就業者の就業環境が害されること
事業者	事業主、ボランティア団体・町内会など営利を目的としない活動を行う団体、国・地方公共団体、個人事業主
顧客等	商品・役務の提供を受ける者やその可能性のある者、事業者の行う事業に関係を有する者
事業者団体	特定の事業分野の共通の利益を目指す団体(いわゆる業界団体)
就業者	労働者、ボランティア・町内会役員等、公務員、個人事業主

各主体の責務

主体	責務
県	カスタマーハラスメント防止施策を総合的に実施
顧客等	就業者に対する言動に必要な注意を払うよう努める
事業者	相談体制の整備など就業者の業務の管理上必要な措置、基本方針の作成・公表に努める
事業者団体	事業者の取組への必要な助言・協力その他の支援、基本方針の作成・公表に努める
就業者	基本方針を遵守するよう努める

県の主な施策

- ①指針の作成・公表、②情報の収集・提供、
③相談・助言、④啓発活動、⑤表彰

施行日

令和8年7月1日